

第3次豊橋市市民協働推進計画

2021 ▷ 2025



はじめに

本市では、平成 19 年 4 月に「豊橋市市民協働推進条例」を施行し、平成 22 年 3 月には「豊橋市市民協働推進計画」、平成 28 年 3 月には「第 2 次豊橋市市民協働推進計画」を策定しました。また、基本理念である「市民及び市が互いの役割を理解し、対等な立場で、自主性・自立性をもって活動し、協力してまちづくりに取り組むこと」を念頭に、市民協働の推進に取り組んでまいりました。



近年、少子高齢化やライフスタイルの多様化などを背景に、地域住民のつながりの希薄化が進み、家庭や地域における相互扶助の機能が低下しています。加えて、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式など、地域や市民生活を取り巻く状況は大きく変化してきています。このような状況のもと、本市の市民協働を一層推進するため、新たに令和 3 年度から 7 年度を計画期間とする「第 3 次豊橋市市民協働推進計画」を策定いたしました。

本計画では、これまでの基本理念を継承し、「意識醸成と人材育成」「市民が参画しやすい環境づくり」「協働事業の推進」「市民活動への支援」「地域コミュニティ活動の促進」の 5 つの施策を掲げ、取組を進めてまいります。

市民協働の推進は行政だけでできるものではなく、市民、地域コミュニティや市民活動団体といった多様な主体との連携・協力が必要不可欠です。今後とも皆様の格別のご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました豊橋市市民協働推進審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査などにご協力をいただきました多くの市民や関係団体の皆様に心からお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

豊橋市長 浅井由崇

言葉の定義

● 市民協働

市民及び市が互いの特性を認識し、協力し合い、それぞれが望むまちづくりを目指して、多種多様な取組を行うことをいいます。

● 市民

国籍にかかわらず市内に居住し、又は通勤若しくは通学をしている者、市内で公益的社会貢献活動をする法人その他の団体、及び市内で主として営利を目的とする事業を行う者をいいます。

● 地域コミュニティ

住みよい地域社会を築くことを共通の目的として、地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により地域のまちづくりを实践する集まりをいいます。

● 市民活動団体

特定非営利活動法人やボランティア活動団体など公益的社会貢献活動を行う団体で地域コミュニティ以外をいいます。

● 公益的社会貢献活動

市民が自主的に行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動であって営利を目的としないものをいいます。

目次

第1章 ● 計画の策定について

1 趣旨	6
2 策定のポイント	6
3 計画の位置づけ	7
4 計画期間	7
5 計画策定の組織・体制	7

第2章 ● 計画策定の背景

1 人口減少と少子高齢化	8
2 地域コミュニティの状況	9
3 市民活動団体の状況	10
4 事業者の状況	10
5 豊橋市（行政）の状況	11

第3章 ● 基本的な考え方

1 基本理念	12
2 市民協働における原則	12
3 役割分担	12
4 計画推進に向けて	12
5 計画の体系	14

第4章 ● 施策と取組

施策1 意識醸成と人材育成	16
施策2 市民が参画しやすい環境づくり	18
施策3 協働事業の促進	20
施策4 市民活動への支援	22
施策5 地域コミュニティ活動の促進	24

参考資料

○豊橋市市民協働推進条例	27
○第3次豊橋市市民協働推進計画の策定に向けて（提言）	30

1 趣旨

近年、社会を取り巻く状況が急激に変化する中で、市民の生活様式の変化とともに地域の課題もこれまでと比較にならないほど多様化し、複雑さを増しています。同時に誰もが求める豊かで幸せな暮らしに対する考え方も多様化し、従来の画一的なサービスだけでは十分に対応できなくなっているケースが多くなっています。

こうした課題をいち早く解決し、市民一人ひとりが満足できるまちを創造し、より多くの人々に愛される豊橋市を目指すためには、行政とともに市民、地域コミュニティや市民活動団体といった多様な主体が協力し、まちづくりを進めていくことが最も重要であり、効果的です。

豊橋市では、平成 19 年 4 月「豊橋市市民協働推進条例」を施行し、平成 22 年 3 月に「豊橋市市民協働推進計画」を策定して、市民協働によるまちづくりを推進してきました。そして、平成 28 年 3 月に「第 2 次豊橋市市民協働推進計画」を策定し、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間で市民協働を進めてきましたが、社会情勢が変化する中で、さらに市民と行政とがお互いの自主性を尊重し、対等な立場で協力・連携しながら、地域課題や社会的課題の解決に取り組んでいく必要があります。

このような中、住みよいまちづくりを目指し、多様な主体による幅広い連携を推進し、活力あるまちづくりのさらなる実現に向けて、「第 3 次豊橋市市民協働推進計画」を策定します。

2 策定のポイント

少子高齢化の進行、人口減少社会、大都市への人口集中と地方都市の人口減少、風水害など大規模災害に対する防災対策、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式、多文化共生社会への取組など、社会情勢は急激に変化しています。

今回の策定においては、より地域に重点を置くとともに、高校生や大学生を含めた若い世代が豊橋市に魅力を感じ、やりがいや生きがいある活動ができる環境づくり、新しい生活様式を踏まえた市民活動の支援など、時流に即したまちづくり活動のさらなる推進に向けた計画としました。



3 計画の位置づけ

この計画は、「豊橋市市民協働推進条例」に定める市民協働によるまちづくりを推進するため、「第6次豊橋市総合計画」を上位計画として、市民と市が協力し取り組む施策の行動計画となるものです。

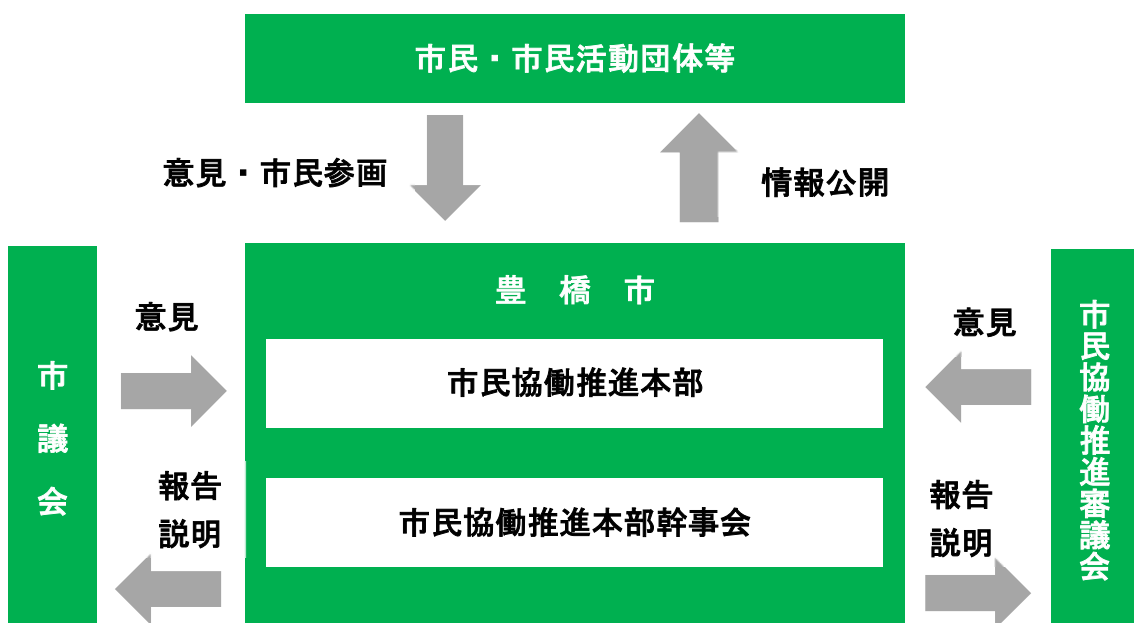
4 計画期間

令和3年4月から令和8年3月末までの5年間を計画期間とし、豊橋市総合計画との整合性を図るとともに、状況に応じて見直しを行います。

5 計画策定の組織・体制

計画策定については、市民アンケートや市民意識調査、パブリックコメントを実施し、様々な市民ニーズを踏まえた上で、施策の反映に努めました。

また、庁内の組織として、市民協働推進本部、幹事会による策定作業を進め、策定過程では、自治会や学識経験者などの外部委員で組織する市民協働推進審議会から意見等をいただき策定しました。

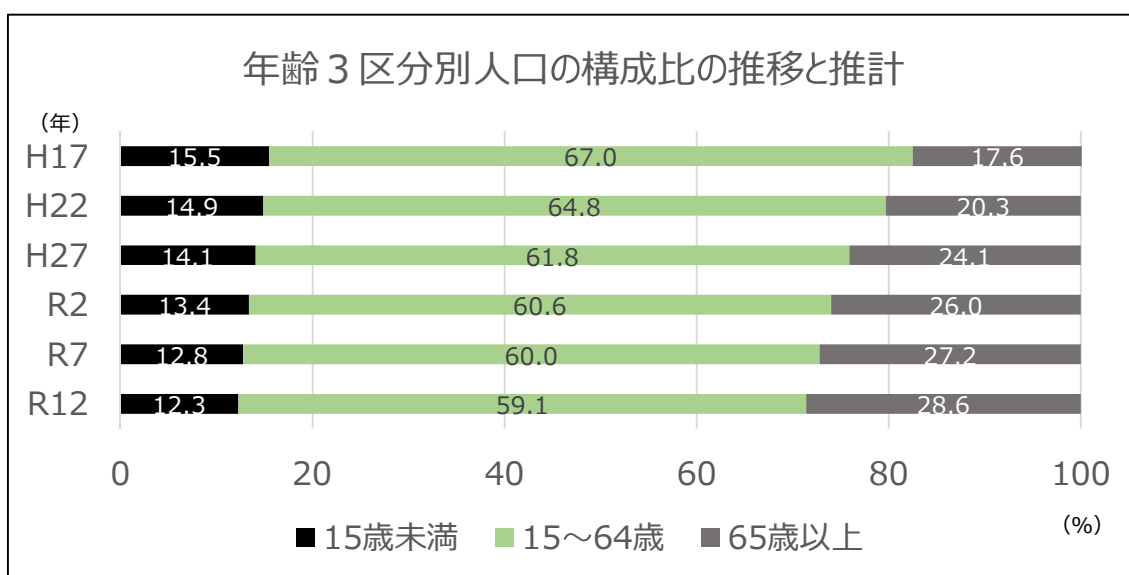
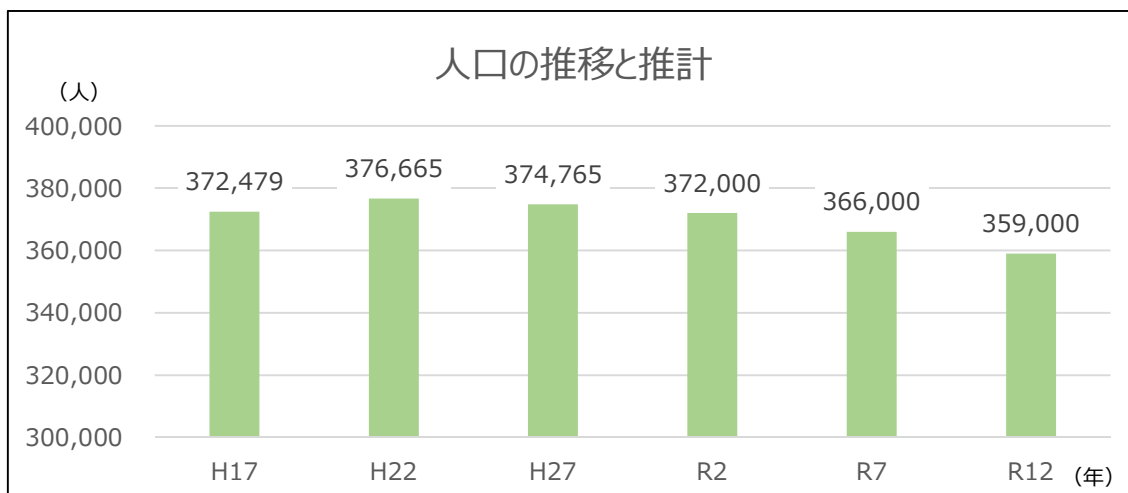


第2章

計画策定の背景

1 人口減少と少子高齢化

豊橋市の人口は緩やかな増加が続いてきたものの、平成 22 年の 376,665 人をピークに減少に転じており、出生数の低迷や、主に大都市圏への若い世代の流出が見られる昨今の情勢からも、今後も減少が続き、令和 12 年には 359,000 人まで減少する見込みとなっています。また、年齢別の割合を見ると、年少人口（15 歳未満）、生産年齢人口（15～64 歳）は減少しているのに対し、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあり、今後も出生数の低迷のみならず、平均寿命の延伸などの社会的背景も相まって、人口に占める高齢者の割合はさらに増加することが見込まれます。



資料：国勢調査、豊橋市人口ビジョン



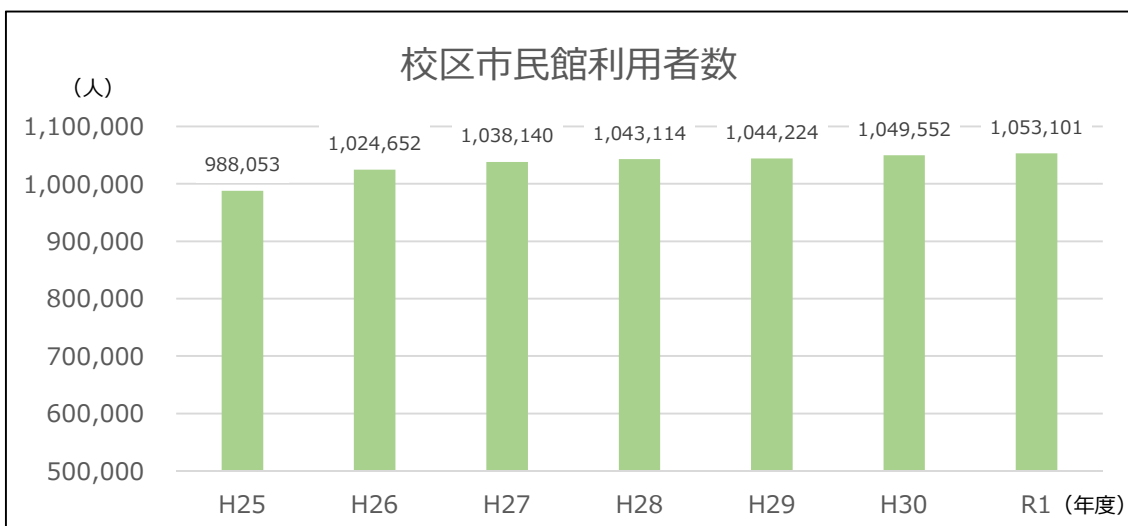
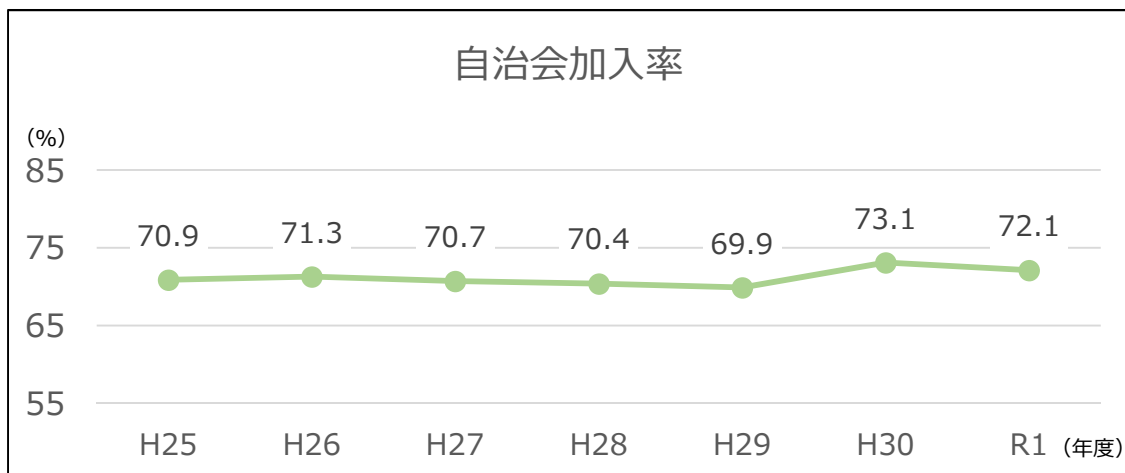
2 地域コミュニティの状況

近年は、単身世帯の増加等、社会情勢の変化により、近所づきあいの希薄化などが課題となる中、自治会を中心とした地域の各種団体が連携し、課題解決に向けた活動など地域の連帯感を高める努力を行っています。

自治会は、地域コミュニティの中心的役割を担う団体で、会員の増加により地域活動は活性化するものと考えます。加入率はここ数年横ばい傾向ではありますが、自治会加入促進のチラシ（日本語版・ポルトガル語版・タガログ語版）を市内への転入世帯へ配布するなど、積極的に自治会加入を促進しています。

また、市内には校区市民館が50館あり、年間100万人以上の利用者があることから、地域コミュニティの活動拠点施設として定着しています。

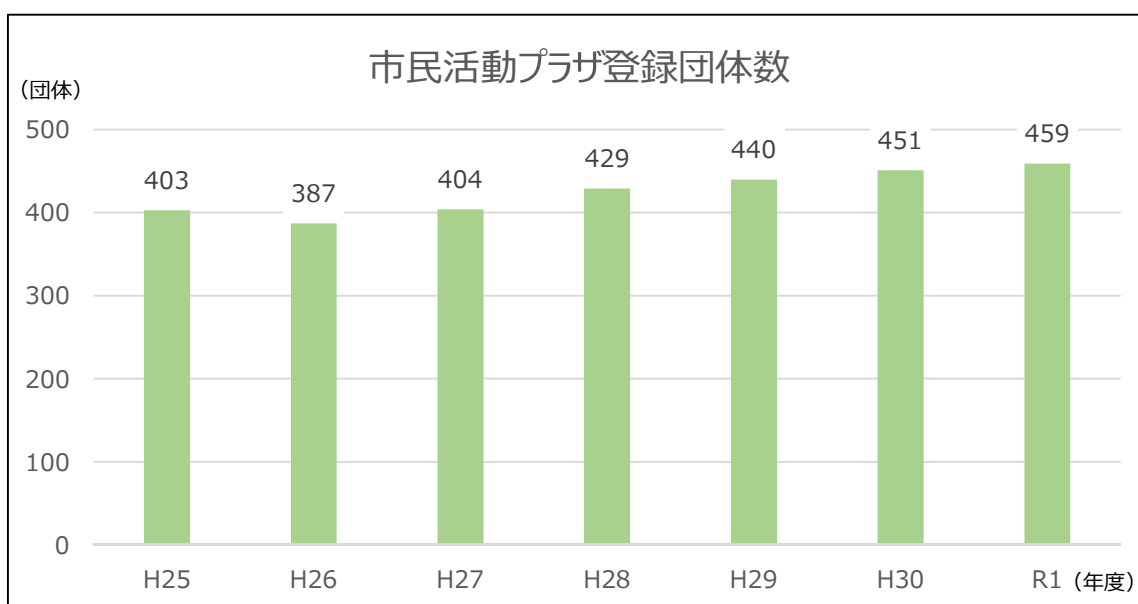
今後も地域の諸課題に対し、地域全体で考え、住みよいまちづくりに取り組むことが期待されます。



3 市民活動団体の状況

本市には、459 団体の市民活動団体登録があり（令和元年度末）、前計画のスタート時（平成 27 年度末）と比較して、55 団体増加しています。

市民活動団体の活動を支援する市民活動プラザ^{※1}（市民センター内）では、ボランティア養成講座や各種セミナーなどを開催し、市民活動団体の育成に努めました。また、市民活動団体の登録、情報を発信する「どすごいネット（東三河市民活動情報サイト）」は令和元年度にリニューアルし、市民活動団体情報の発信の充実に努めました。



資料：豊橋市

4 事業者の状況

市内には、16,651 事業所（総務省統計局「令和元年経済センサス」より）があります。

従来、事業者には安価で優良な製品・サービスの提供や雇用の維持・創出などが求められてきましたが、近年では CSR（「Corporate Social Responsibility」の略。企業の社会的責任）という考え方が浸透し、地域コミュニティへの参画、環境への配慮など企業が市民として果たすべき責任を求められるようになっていきます。今回、新型コロナウイルス感染症の渦中において、数多くの事業者が寄附をはじめ、様々な支援に取り組む姿が見られたのも CSR や市民協働意識の高まりの表れと考えられます。

また、最近では SDGs^{※2}や、事業活動を通じて社会的な課題を解決する CSV 経営（「Creating Shared Value」の略。共通価値の創造）という考え方が注目されはじめ、事業者の社会貢献活動に期待が高まっています。

※1 市民活動支援として相談業務を実施し、講座や啓発イベントなどを開催。

※2 「Sustainable Development Goals」の略。2015 年の国際サミットで採択された 2030 年までの国際目標。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すもの。



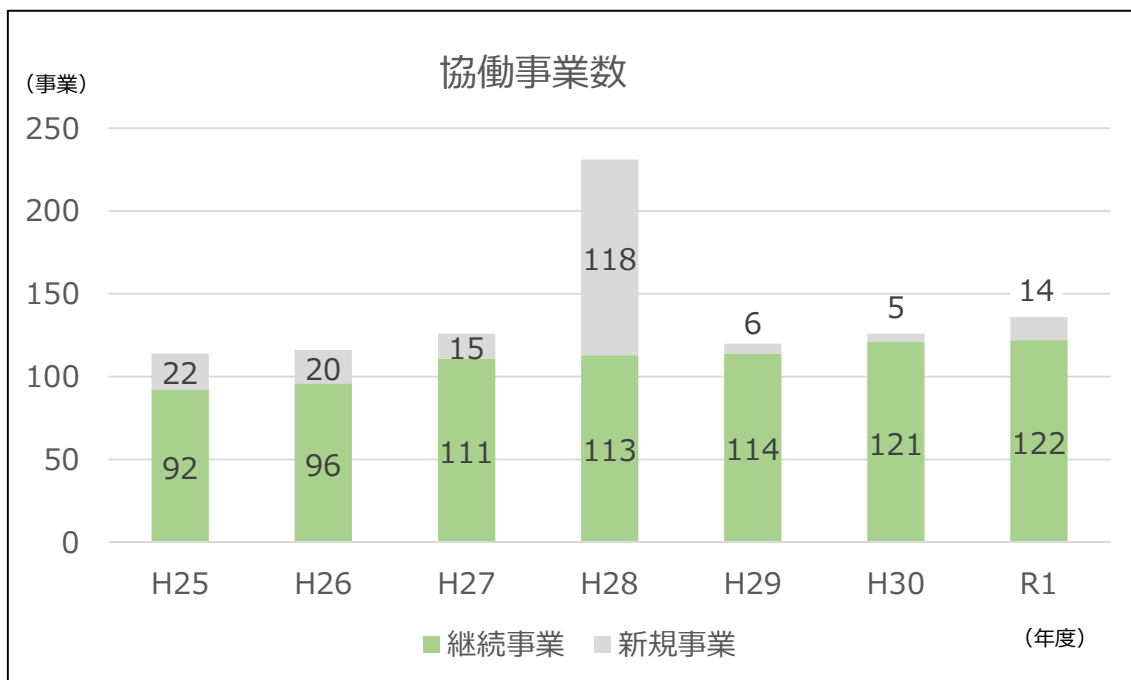
5 豊橋市（行政）の状況

市民協働によるまちづくりを推進するため、本市では各課に市民協働推進員を配置し、協働事業の実現等に取り組んでいます。また、市職員向けの市民協働に関する研修などを行い、職員の意識醸成に努めるとともに、市民向けに協働によるまちづくりを身近に感じられるよう、取組事例などを紹介する「協働の手引き」を作成し、ホームページへの掲載を行い、周知を図りました。

市民との協働事業数は市制 110 周年（平成 28 年）時に多くの新規の協働事業が実施されましたが、その後は微増となっているため、市民と市が積極的に提案し、協働事業へとつなげる仕組みづくりに取り組む必要があります。

令和元年度には若い世代向けの市民協働推進補助金を「わかば補助金」として新設し、若者の社会貢献活動を支援しました。また、令和 2 年度には若者委員がまちづくりについて提案する「豊橋わかば議会」を実施し、若者が市民協働を実践する機会を設けました。

また、平成 30 年度に自治会活動の支援として従来の業務委託から自治連合会コミュニティ活動交付金へと変更し、自治会が自主的に行う活動を支援することで地域の活性化が図られました。



資料：豊橋市

第3章

基本的な考え方

1 基本理念

市民及び市が互いの役割を理解し、対等な立場で、自主性・自立性をもって活動し、協力してまちづくりに取り組むこと（豊橋市市民協働推進条例第3条より）

2 市民協働における原則

市民及び市が、よりよいパートナーシップのもとに協働事業を行うにあたり大切となる3つの原則があります。

(1)相互理解

互いの違いを認識しながら、情報を公開・共有して相互理解の促進と信頼関係を築く。

(2)目的・目標の共有

協働する目的や目指す目標、さらにその成果（評価）を互いに共有する。

(3)対等な関係

自主性・自立性を尊重しながら、互いの役割を認識し、対等な関係のもとに協働を進める。

3 役割分担

(1)市民の役割（条例第4条より）

市民は、公益的社会貢献活動への理解を深め、市民協働によるまちづくりの主体であることを自覚し、地域の一員として、住民自治組織での活動はもとより多様な形で公益的社会貢献活動に参加し、参画し、及び協力するよう努めるとともに、自らが行う公益的社会貢献活動が広く地域に理解されるよう努めるものとする。

(2)市の役割（条例第5条より）

市は、市民協働によるまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、市民に対して公益的社会貢献活動の意義について広く啓発し、市民協働の推進に向けた意識の高揚を図るよう努めるものとする。

4 計画推進に向けて

この計画では、各施策に基づく事業について、年1回を基本に進捗管理を行い、庁内だけでなく協働相手である市民に対しても計画の進捗結果を公開し、事業にフィードバックします。

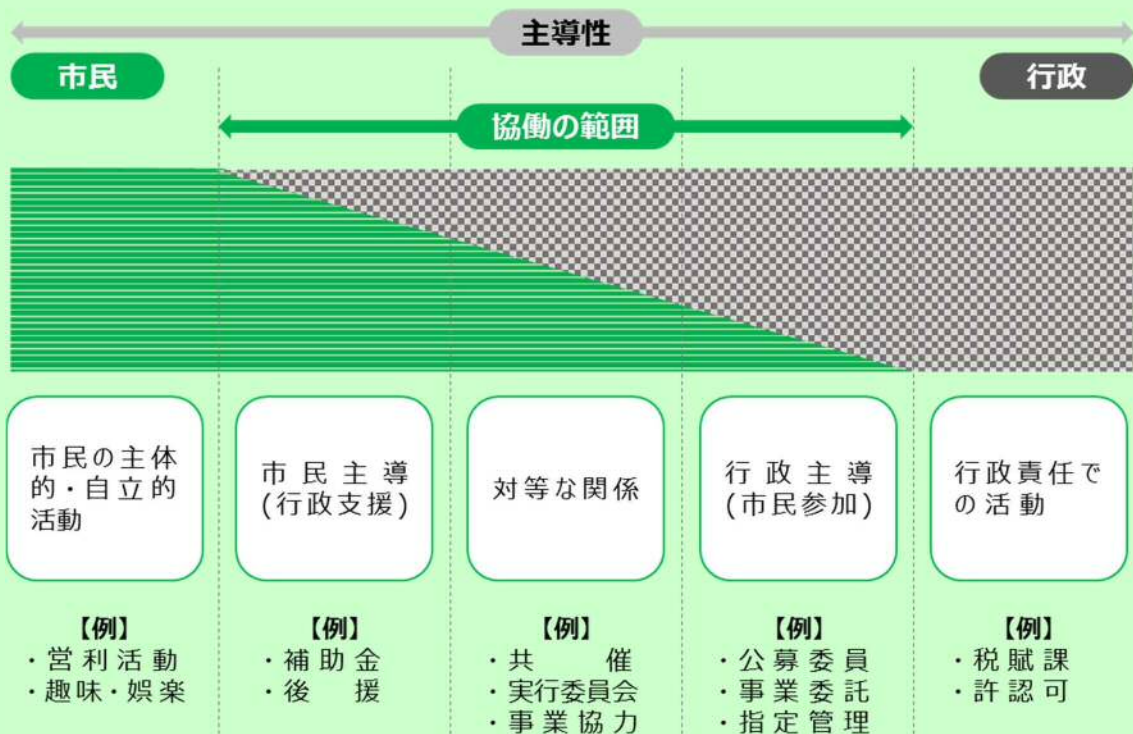
また、事業の実施過程で得た、協働のノウハウを積み重ね、市民と市で共有し、新たな協働事業への取組に活用していきます。



「市民協働によるまちづくり」は、そこに住む市民一人ひとりが、自分が住んでいる地域や社会のことを考え、行動することから始まります。

- ・市民一人ひとりは、社会に関心を持ち、自らできることを考え、地域コミュニティ・市民活動団体・事業者の一員として、公益的社会貢献活動に参加する意識を持ち実践します。
- ・地域コミュニティは、住みよい地域社会の実現に向け、地域住民が主体となって、生活に密着した活動を行います。
- ・市民活動団体は、主体的に公益的社会貢献活動を行い、活動の輪が広がるよう理解・参加を呼びかけます。
- ・事業者は、積極的に公益的社会貢献活動を行うとともに、専門知識や情報、人材や資金を提供するなど事業者の社会的責任を果たします。
- ・市は、公益的社会貢献活動の担い手の育成や、市民意見等を事業に反映できる仕組みなど市民協働を推進する環境整備を行うほか、情報を広く発信し、協働事業につなげます。

市民及び市による協働の形



5 計画の体系

基本理念

市民及び市が互いの役割を理解し、対等な立場で、自主性・自立性をもって活動し、協力してまちづくりに取り組むこと

施策

1 意識醸成と人材育成

2 市民が参画しやすい環境づくり

3 協働事業の促進

4 市民活動への支援

5 地域コミュニティ活動の促進



主な取組内容

市民や市職員、企業の市民参画・協働の必要性に対する意識醸成を図ります。

新たな担い手を育成するとともに、気づきや意識改革を促し、多様な活動を行う人材育成に取り組みます。

- ①個人・企業等の市民協働意識の醸成
- ②若い世代の市民活動への参画支援
- ③市職員の協働のまちづくりに対する理解・認識の深化

市民参画・協働の推進のために情報発信を中心とした環境整備に取り組みます。

課題や事例などの情報を広く共有できるよう取り組みます。

- ①多様なツールを活用した参画機会の充実
- ②情報共有の充実

課題を協働で解決できる様々な取組を生み出す仕組みを構築します。

市民活動プラザを市民活動の拠点として位置づけ、市民がより一層参画・協働できるよう取り組みます。

- ①中間支援機能の充実
- ②協働可能事業の洗い出し
- ③若者との協働事業の推進

ボランティア活動に意欲をもつ市民と活動のマッチングを行い、市民主体のまちづくり活動が広がっていくための支援に取り組みます。

団体及びその構成員が、活動を通じて充実感を得られるよう取り組みます。

- ①ボランティア情報の提供とマッチング
- ②市民活動の継続性を高める支援
- ③補助制度の見直し

地域課題を協働で解決していけるような支援体制の確立に取り組みます。

地域コミュニティ活動の拠点施設である校区市民館を核としたまちづくりへの支援に取り組みます。

- ①自治会を中心とした地域コミュニティへの支援
- ②地域社会を支える多様な人材によるまちづくりの推進
- ③地域コミュニティ活動の拠点施設の充実

施策1

意識醸成と人材育成

現状と課題

- 第2次豊橋市市民協働推進計画においては、「市民協働によるまちづくりの必要認識度」・「まちづくり活動の参加率」の指標についてはともに目標値を達成し、順調に市民の意識醸成が進んでいます。
- 自治会や市民活動団体へのアンケートを見ると、団体の高齢化・構成メンバーの固定化が進み、役員などの担い手不足が課題となっています。
- また、「まちづくり活動の参加率」を年代別に見ると、10代・20代でまちづくり活動に「継続的に参加している」と答えた割合が他の年代に比べて低いため、若者の意識醸成につなげる取組を進める必要があります。

施策の目指すべき方向性

市民協働を推進するのは人です。本市では、市民活動・地域コミュニティ活動における人材不足が指摘されており、特に若い世代の参加が少ないことが課題となっています。

市民や市職員の市民参画・協働の必要性に対する理解を深め、新たな担い手を育成するとともに、気づきや意識改革を促し、多様な活動を行える人材の育成を図ります。

また、市民参画・協働の活動に取り組む人や新たな活動を展開しようとしている人に対し、必要なサポートを行い、継続的な活動につなげます。

さらに、その活動がより効果的に展開されるよう、様々な面で必要な専門的人材を活用し、よりよい市民参画・協働の取組を目指します。

指標

項目	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
市民協働によるまちづくりの必要認識度 (市民意識調査)	64.0%	85.0%
まちづくり活動への参加率 (市民意識調査)	45.6%	75.0%



主な取組内容

1. 個人・企業等の市民協働意識の醸成

市民の中には、普段の生活や仕事に時間を取られ、「社会に貢献できる活動に関心はあるが、時間に余裕がない」などの理由により、まちづくり活動への参加が難しいと考えている人が多くいると思われます。

「日常生活のちょっとした行動でも、社会に貢献できる」という意識を育て、より広く、多様な形で、まちづくり活動に関われることを、広く市民に伝えていきます。

例：市民協働に関するまちづくり出前講座
NPO※¹活動への体験参加の実施 など



小学校へのまちづくり出前講座

2. 若い世代の市民活動への参画支援

これからの豊橋市を担う若い世代が、まちづくりを他人事ではなく自分のこととして捉え、活動していけるように支援します。

また、豊橋わかば議会などをはじめ、若者がまちづくりに取り組むことをきっかけに、市民協働意識を高めるとともに、豊橋市への愛着、シビックプライド※²の向上に努めます。

例：豊橋わかば議会の実施
わかば補助金（市民協働推進補助金）の
交付 など



豊橋わかば議会

3. 市職員の協働のまちづくりに対する理解・認識の深化

各課に協働を推進する担当職員として市民協働推進員を置き、職員の意識を高め、職員研修などを通じて地域コミュニティ活動等への積極的な参加を呼びかけたり、ボランティア休暇の活用などを促します。

あわせて市職員が業務を通じて市民と対等な立場でまちづくり活動への役割を担うことで市民協働への理解を深めます。

例：市職員を対象にした市民協働研修
ボランティア休暇の取得促進 など



市民協働研修

※1 「Non-Profit Organization（非営利組織）」の略。自分たちだけでなく社会の多くの人のためになる活動を行い、団体の構成員や出資者に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。
※2 市（地域）への愛着や誇り、まちを愛する心。



施策2

市民が参画しやすい環境づくり

現状と課題

- どすごいネット（東三河市民活動情報サイト）やメールマガジン、広報とよはしなどの多様な媒体により、地域コミュニティや市民活動団体の情報発信を行いました。
- 効果的な情報発信を行うために、SNS^{※1}のさらなる活用など情報発信の強化が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の拡がりにより、今までどおり集まって会議などを行うことが難しく、新しい生活様式に即した会議手法を模索する必要があります。

施策の目指すべき方向性

本市では、市民参画・協働の取組が着実に展開されてきていますが、市民全体にまで広がっていない状況です。市民参画・協働の取組が市民に広く普及するためには、人と人、人と活動をつなぐ情報発信などの環境づくりが特に重要となります。

情報が市民に届き、活用されるために、多様な発信手段や地域コミュニティ活動への参画を促進する情報発信手法を取り入れることで、市民参画・協働の活性化につなげます。

また、課題や事例などの情報を広く共有することで、市民参画・協働の取組がより進化・発展したものになるようにつなげます。

指標

項目	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
どすごいネットアクセス数	78,249 件	86,000 件
市民活動プラザ登録団体数	459 団体	500 団体



主な取組内容

1. 多様なツールを活用した参画機会の充実

市民参画・協働の推進手法に応じた効果的な発信方法の検討、情報を届けたい相手や地域に合わせた情報の編集・発信を行います。

多様な世代が、市民活動・地域活動に参加できるよう、市民が興味ある活動と結びつくマッチングの仕組み、地域コミュニティと協働による情報発信の検討など、活動情報の発信の工夫を行います。

例：豊橋わかば議会関連事業の SNS の活用
どすごいネット等インターネットを
活用した情報提供 など



どすごいネットのトップページ

2. 情報共有の充実

市民参画・協働によるまちづくりを広げ、市民や地域の人々自らが、既存の枠組みにはない新たな社会的価値を生み出すため、市と地域の人々が意見を交換する場を設けるなど仕組みを検討します。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大など、社会情勢を考慮し、話し合える環境づくりとして電子会議等を推進します。

例：市民との意見交換会の実施
電子会議の推進 など





施策 3

協働事業の促進

現状と課題

- 市制 110 周年（平成 28 年）時に多くの新規協働事業が実施されましたがその後は微増であるため、協働事業へとつなげる仕組みづくりが必要です。
- 個人の協働意識が醸成され、「ボランティアをやりたい」という相談が増えています。その結果として市民活動プラザでの相談件数も増加しています。
- 団体活動の支援、団体と行政を結ぶ中間支援^{※1}機能の強化が必要です。

施策の目指すべき方向性

社会環境が大きく変化している中で、社会的課題が多様化・複雑化しています。社会の不確実性の高まりに対し、多くの知恵と力を結集し、新たな課題を協議できる枠組みをつくることで、社会的課題を解決できる様々な取組を生み出し続ける仕組みを構築します。

また、市民活動プラザを市民活動の拠点として位置づけ、市民がより一層参画・協働できるよう取り組んでいきます。

指標

項目	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
協働事業数	136 件	150 件
市民活動プラザ利用者数	延 6,124 人	延 7,000 人



主な取組内容

1. 中間支援機能の充実

社会の課題は複雑化しており、行政のみ、市民のみで解決することが難しくなっています。協働して社会的課題などを解決していくためには、団体と行政、行政と企業などを結び付けるためのコーディネート機能の強化が必要です。

中間支援機関である市民活動プラザの相談機能やコーディネート機能を強化し、協働によるまちづくりを推進します。

例：市民活動プラザの相談事業

市民活動プラザのコーディネート機能の強化など



市民活動プラザ（カリオンビル）

2. 協働可能事業の洗い出し

庁内の事務事業を協働の視点に立って見直し、市民と行政の協働を推進します。

そのため、どすごいネット等の登録情報を活用し、協働のパートナーとして可能性の高いNPOの情報把握に努め、庁内各課に配置している市民協働推進員を通じ、協働可能事業抽出の手法などについて組織への浸透を図ります。

例：協働可能事業の調査・公表

協働事業の振り返りの実施 など



3. 若者との協働事業の推進

豊橋わかば議会で提案された事業や、わかば補助金交付事業をはじめとして、若者の発想や能力を活かし、若者視点を取り入れたまちづくりに取り組みます。

例：豊橋わかば議会提案事業の実施

わかば補助金交付団体へのサポート課の設置 など



わかば補助金実施事業



施策4

市民活動への支援

現状と課題

- 市民協働推進補助金の交付や、市民活動総合補償制度などにより、市民活動団体の活動が行いやすい環境整備に努めました。
- 個人でボランティアを行いたい場合に情報提供に留まることが多く、マッチングする仕組みが確立していません。
- 市民協働推進補助金の交付終了後の団体の活動について、継続的にサポートする仕組みがなく、資金面や人材面から活動が継続できないケースが見られます。
- 市民協働推進補助金について、若者向けの補助金「わかば補助金」を新設しましたが、全体として申請数は伸び悩んでいます。

施策の目指すべき方向性

本市では、これまでに様々な市民活動が行われてきましたが、活動していく上で課題を抱えている団体も多くあります。団体の活動が継続的かつ、発展的になるような支援を行っていきます。

ボランティア活動に意欲をもつ市民と活動のマッチングを行い、市民主体のまちづくり活動が広がっていくための支援に取り組みます。

また、団体及びその構成員が、活動を通じて充実感を得られるような取組を行います。

指標

項目	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
市民協働推進補助金交付件数	14件 (5年平均)	16件 (5年平均)
市内のNPO法人数	80団体	90団体



主な取組内容

1. ボランティア情報の提供とマッチング

団体ではなく、個人で社会貢献活動に参加したい方にボランティアの情報提供を行います。

また、参加者を募集している市民活動団体と個人で参加を希望するボランティアをマッチングし、市民活動の活性化を目指します。

例：個人ボランティアの活用・推進
庁内ボランティア情報の集約及び発信
など



愛知大学前の 530 ボランティア

2. 市民活動の継続性を高める支援

市民協働推進補助金交付団体に対して、補助期間終了後も団体の継続状況や課題などを確認し、適切な支援をしていきます。

また、クラウドファンディング^{※1}に関する講座を開催するなど、市民活動が継続的かつ発展的になるような支援を検討していきます。

例：市民協働推進補助金交付団体への
サポート課の設置
クラウドファンディングや NPO の設立・
運営に関する講座の開催
など



クラウドファンディングに関する講座

3. 補助制度の見直し

新型コロナウイルス感染症やライフスタイルの変化などにより、市民協働推進補助金も時流にあった見直しが必要となります。

より活用しやすく、効果的な補助制度を検討し、実施していきます。

例：市民協働推進補助金の内容の見直し
新たな補助金制度の検討
など



市民協働推進補助金実施事業

※1 商品やサービス、企画など自分の活動やアイデアを実現するために、インターネット等を通じて不特定多数の人から資金を募る仕組み。

施策5

地域コミュニティ活動の促進

現状と課題

- 地域課題の解決、地域の活性化のために地域コミュニティと連携した事業が数多く行われています。
- 年々進む人口減少や少子高齢化に加え、地域に住む人々の世帯構成の変化などにより、近所づきあいの希薄化、共助意識の低下等が課題となる中、自治会などの活動やその運営における役員の負担が増しており、担い手確保が課題となっています。
- 地域の多様なニーズに対応するため、自治会には市民と行政とのパイプ役としてこれまで以上に活躍が期待され、校区市民館などを拠点にコミュニティ活動の推進を図り、地域の連帯感を高める必要があります。

施策の目指すべき方向性

本市では、地域コミュニティ活動を支援するとともに、様々な主体が相互理解と合意形成により地域課題を協働で解決していけるような支援体制の確立に取り組みます。

また、地域コミュニティ活動の拠点施設である校区市民館を核としたまちづくりへの支援に取り組みます。

指標

項目	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
自治会加入率	72.1%	75.0%
校区市民館の利用者数	1,053,101 人	1,072,000 人



主な取組内容

1. 自治会を中心とした地域コミュニティへの支援

地域コミュニティの中心である自治会は、行政のパートナーとしてまちづくりの重要な役割を担っており、引き続き支援を行います。

また、行政から自治会への依頼事項を整理するなど、地域の負担軽減に努めることで、活動しやすい環境づくりを行います。

例：コミュニティ活動交付金の交付
自治会の負担軽減への取組 など



自治連合会理事会

2. 地域社会を支える多様な人材によるまちづくりの推進

地域コミュニティの活性化や課題である役員等の担い手不足を解消するため、若者、女性、子育て世帯、外国人など多様な人々がまちづくりに参加しやすい環境づくりに取り組みます。

例：まちづくり講習会の実施
外国人住民との地域づくりヒントブックの活用 など



まちづくり講習会

3. 地域コミュニティ活動の拠点施設の充実

地域コミュニティ活動の拠点施設である、校区市民館を一層使いやすい施設となるよう施設の管理運営を行います。

各施設の連携を強化するとともに機能の充実に図ります。

例：校区市民館の施設機能の強化
校区市民館の利用ルール等の見直し など



前芝校区市民館

参考資料

- 豊橋市市民協働推進条例
 - 第3次豊橋市市民協働推進計画の策定に向けて（提言）
-

豊橋市市民協働推進条例

(平成18年12月19日条例第53号)

(目的)

第1条 この条例は、市民協働の推進に関する基本理念及び基本的な事項を定め、市民及び市の役割を明らかにすることにより、市民及び市の連携を深め、公益的社会貢献活動の活性化を図り、もって市民協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民協働 市民及び市が互いの特性を認識し、協力し合い、それぞれが望むまちづくりを目指して、多種多様な取組を行うことをいう。

(2) 公益的社会貢献活動 市民が自主的に行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動であって営利を目的としないものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(3) 市民 国籍にかかわらず市内に居住し、又は通勤若しくは通学をしている者、市内で公益的社会貢献活動をする法人その他の団体（以下「公益的社会貢献活動団体」という。）及び市内で主として営利を目的とする事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 市民協働は、市民及び市が互いの役割を理解し、対等な立場で、自主性・自立性をもって活動し、協力してまちづくりに取り組むことを基本理念とする。

(市民の役割)

第4条 市民は、公益的社会貢献活動への理解を深め、市民協働によるまちづくりの

主体であることを自覚し、地域の一員として、住民自治組織での活動はもとより多様な形で公益的社会貢献活動に参加し、参画し、及び協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、自らが行う公益的社会貢献活動が広く地域に理解されるよう努めるものとする。

(市の役割)

第5条 市は、市民協働によるまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、市民に対して公益的社会貢献活動の意義について広く啓発するとともに、市民協働の推進に向けた意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(基本施策)

第6条 市は、市民協働によるまちづくりを推進するため、市民と協力し、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) 市民が市政に参画することができる機会づくりに関すること。
- (2) 市民が互いに支え合うことができる仕組みづくりに関すること。
- (3) 市民活動に関する広域的な情報提供及び情報交換の推進に関すること。
- (4) 活動拠点の整備及び人材開発の環境整備に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事項

(市政への参画機会)

第7条 市は、市民参画を推進するため、市の施策を形成し、又は事業を決定する段階から、当該施策又は事業に対する情報をわかりやすく提供し、市民からの意見を受け止めるとともに、市民が市政に多様な形で参画できるよう努めるものとする。

(市の業務への参入機会)

第8条 市は、市が行う業務のうち公益的社会貢献活動団体の特性を活用することができるものについて、参入の機会を拡大するよう努めるものとする。

(市民協働推進基金)

第9条 市は、市民が公益的社会貢献活動を育て、互いに支え合う地域社会を醸成するため、豊橋市市民協働推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

- 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とし、寄附金等をもって充てる。
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。また、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
- 4 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に編入

するものとする。

5 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は各会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

6 基金は、第1項に規定する基金の設置目的を達成する場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。

(公益的社会貢献活動団体に対する助成)

第10条 市長は、基金を財源として、公益的社会貢献活動団体のうち市長が別に定めるものに対して助成することができる。

2 市長は、前項の助成について申請があった場合は、豊橋市市民協働推進審議会の意見を聴き、決定するものとする。

(市民協働推進審議会)

第11条 市長は、市民協働によるまちづくりの推進に関する事項を調査審議させるため、豊橋市市民協働推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、市民協働によるまちづくりの推進に関することについて調査審議する。

3 審議会は、市民協働によるまちづくりの推進に関する施策及び必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

5 委員は、市民、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

第3次豊橋市市民協働推進計画の策定に向けて（提言）

豊橋市市民協働推進審議会 令和2年3月25日提出

第3次豊橋市市民協働推進計画策定にあたっては次のことに重点をおいてください。

- ① まちづくりに市民の声を反映させる仕組みの強化
- ② 地域との協働の推進
- ③ 中間支援機能の強化・充実
- ④ 市民一人ひとりの「協働によるまちづくり」意識の醸成

・ 現計画において、市民及び市の協働によるまちづくりを推進するためのさまざまな取組を進めていますが、各取組のこれまでの進捗状況を評価・分析し、課題となっていることを洗い出し、社会情勢の変化やニーズに合わせ内容の見直しを図るものといった整理を行い、市民協働によるまちづくりをより効果的に継続して進めていくことが求められます。

① まちづくりに市民の声を反映させる仕組みの強化

・ 現状、まちづくりに市民の声が届きづらい状況にあります。特に若者や日中に仕事をしている社会人はまちづくりに関心が薄く、意見が反映されにくくなっています。このような層にも関心をもってもらい、意見が反映される仕組みづくりの検討・強化を行うことが必要です。

例：若者政策提案事業、ワークショップ等の推進、情報発信手段の充実（電子化、SNSの活用）

② 地域との協働の推進

・ 人口減少や少子高齢化の進行、近所づきあいの希薄化など、社会構造が大きく変わってきている中、自治会などの活動や運営における役員の負担が増しており、地域のまちづくりの担い手確保が課題となっています。地域社会を担う人材の発掘・育成が急務であり、多様な市民が交流・共生して地域社会を支え合うまちづくりを行うことが望まれます。

例：自治会活動への支援、市民館機能の充実、協働の担い手の育成

③ 中間支援機能の強化・充実

・ 各種団体が地域課題を認識して課題解決を図ったり、団体間で協働・連携を図ったりする上で、団体と課題を結び付けたりするコーディネート機能が極めて重要となります。核となる部署や施設を中心に、さらに的確かつきめ細やかな情報提供及び支援体制の強化・拡充を図っていくことが必要です。

例：市民活動プラザ（ボランティアセンター等）の充実

④ 市民一人ひとりの「協働によるまちづくり」意識の醸成

・ まちづくり活動といえば、皆で集まって活動することがまず想定されますが、個人による活動もその一つといえます。社会的課題や地域課題に対する「個人」「事業者」「コミュニティ」等の関わりや行動が市民活動であり、その活動が継続されるような支援をしていくことが重要となるため、その意識醸成をしていく必要があります。

例：寄附意識の醸成、個人ボランティア・CSRの支援



第3次豊橋市市民協働推進計画

令和3年3月発行

発行 豊橋市 市民協創部 市民協働推進課
〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地
TEL : 0532-51-2483 FAX : 0532-56-5128
MAIL : shiminkyodo@city.toyohashi.lg.jp